

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和4年度	次回見直し予定	令和7年度
条 例 名	神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例				
条 例 番 号	平成21年神奈川県条例第27号	法規集	第8編第7章第3節		
所 管 室 課	健康医療局保健医療部健康増進課				
条 例 の 概 要	<p>受動喫煙による県民の健康への悪影響を未然に防止するため、県民、保護者、事業者及び県の責務を明らかにするとともに、公共的施設における禁煙環境の整備及び県民が自らの意思で受動喫煙を避けることができる環境の整備を促進し、並びに未成年者を受動喫煙による健康への悪影響から保護するための措置を定めている。</p>				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	<p>健康増進法の改正により受動喫煙防止対策が義務化されたが、本条例は、20歳未満の者の立入制限違反に対する罰則適用や県第1種施設における指定たばこ専用喫煙室の設置禁止など、受動喫煙を防止するための対策を規定しており、本条例は必要な条例である。</p>			
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	<p>本条例の施行により、公共的施設は概ね受動喫煙を防止するための対策を講じており、受動喫煙による県民の健康への悪影響を未然に防ぐ効果を発揮している。今後は、違反が改善されない場合に、勧告・命令など、より効果的な受動喫煙防止対策を推進する運用に変更する必要がある。</p>			
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	<p>健康増進法の改正により、定義や表示義務の内容等、条例の規定に法との相違点があるため、これらを整理する必要がある。</p> <p>また、法改正により、受動喫煙に関する社会的状況は一定の着地をしたと判断されるため、現行3年である本条例の見直し周期を、県条例の原則である5年とする。</p>			
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	<p>本条例による受動喫煙防止対策（たばこ対策）は「かながわグランドデザイン第3期実施計画」における主要施策のほか「神奈川県がん対策推進計画（平成30年度～平成35年度）」等に位置付けられており、「未病改善」といった、県政の基本方針にも合致している。</p>			
適法性 （ 憲法、法 令に抵 触しな いか。 ）	<p>本条例（改正前）の規制と同様の内容が健康増進法に規定されており、改正後の条例に残る規制についても、本条例の目的達成のために必要最低限かつ合理的範囲内であるため、法令との抵触はない。</p>				

	その他	
見直し結果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。	
	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。	法の規定と合わせることに支障がない部分については法と合わせ、よりわかりやすい内容とするとともに、より効果的な運用を図るため、改正及び運用の改善を検討する必要がある。
	4 改正及び運用の改善等を検討する。	
	5 廃止を検討する。	